平成２１年（フ）第５１８号
大阪府泉南市中小路３丁目１番１―202号、前住所大阪府泉佐野市中庄1492番地の１―1401
債務者　根間　宏治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
大阪府和泉市三林町17番地
債務者　石川　信雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
大阪府岸和田市岡山町403番地、前住所大阪府岸和田市岡山町1170番地の４
債務者　河合　幹子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
大阪府泉大津市東助松町４丁目７番30号
債務者　山中　和代
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
大阪府泉大津市東港町11番25―209号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西１丁目９番26号
債務者　大當　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
大阪府和泉市山荘町336番地の９
債務者　堀田伊津美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
大阪府和泉市池田下町1791番地の１―308
債務者　合田　敏一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
大阪府泉大津市池浦町３丁目６番４号
債務者　辻　　輝代
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
大阪府泉大津市豊中町１丁目20番８号
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番54号
債務者　出口　睦子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
大阪府泉佐野市高松西１丁目1929番地の13
債務者　関英子こと　朴　　英子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
大阪府泉南郡岬町望海坂１丁目22番27号
債務者　竹中　健二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番６―406号
債務者　西川　直人
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
大阪府岸和田市上野町東８―15、住民票上の住所大阪府岸和田市上野町東８番13号
債務者　平野　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
大阪府泉南市樽井８丁目７番３―303号
債務者　稲元　純治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
大阪府岸和田市下松町362番地
債務者　田原　俊秋
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
香川県高松市寺井町247番地　市住Ｄ―404
債務者　真鍋　孝仁
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１４６号
香川県高松市寺井町247番地　市住Ｄ―404
債務者　真鍋美樹代（旧姓尾堂）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで　高松地方裁判所破産・再生係